

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	本業務を請け負う者は廃棄物処理法に基づく業の許可が必要でしょうか	請負者または再委託を受けた者について、廃棄物処理法に基づく運搬・処分の許可を有していることが必要です。（なお、請負者は本業務の総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはなりません。）